

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月23日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県東京ビル引越等業務委託
- (2) 委託内容 宮崎県東京ビルの引越等業務
- (3) 履行場所 宮崎県東京ビル（東京都千代田区九段南4丁目8番2号）
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年10月31日まで
- (5) 最低制限価格 設定しない
- (6) 入札方法

ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格の入札を行った者を落札者とする。

2 契約に係る特約事項

- (1) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ロ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(ニ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(ホ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ニ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に係る要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他、種目名が「U—02運送」として登録されている者であること。
- (3) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第7条の規定に基づく資格の取消し及び要綱第8条の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 公告日から令和8年8月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 公告日から令和8年8月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

6 入札参加申込書の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 公告日から令和8年8月4日午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (3) 方法 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又電子メール（PDF形式）とする。なお、郵送又は電子メールにより参加申込書を提出した場合は、翌日以降提出の状況の確認を行うこと。また、電子メールで参加申込書及び委任状を提出した者は、入札書提出時に原本を提出すること。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 令和8年8月6日午後5時
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。8月6日必着）又は持参による。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館1階会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和8年8月7日 午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により最低額の入札者と随意契約を行う。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館1階） 郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7290

13 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札の落札者は、落札決定から7日以内に契約を結ばなければならない。

入札説明書

宮崎県が行う宮崎県東京ビル引越等業務委託に係る一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の５に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日

令和８年７月２３日

２ 一般競争入札に付する事項

- (１) 委託件名 宮崎県東京ビル引越等業務委託（以下「本業務」という。）
- (２) 委託内容 宮崎県東京ビルの引越等業務
- (３) 履行場所 宮崎県東京ビル（東京都千代田区九段南４丁目８番２号）ほか
- (４) 契約期間 契約締結日から令和８年１０月３１日まで
- (５) 最低制限価格 設定しない

３ 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (２) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に係る要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号。以下「要綱」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他、種目名が「Ｕ－０２運送」として登録されている者であること。
- (３) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第７条の規定に基づく資格の取消し及び要綱第８条の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。

４ 契約条項を示す場所及び期間

- (１) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (２) 期間 公告日から令和８年８月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

５ 担当部局

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

宮崎市橘通東２丁目１０番１号（宮崎県庁本館１階）

郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7290

メールアドレス zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp

６ 入札参加申込み

本入札に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。なお、期限までに書類を提出しないものは本業務の入札に参加することができない。

- (1) 提出場所 5に同じ
- (2) 提出書類 参加申込書（様式第1号）
- (3) 提出期限

令和8年8月4日午後5時まで

- (4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又電子メール（PDF形式）とする。なお、郵送又は電子メールにより参加申込書を提出した場合は、翌日以降提出の状況の確認を行うこと。また、電子メールで参加申込書及び委任状を提出した者は、入札書提出時に原本を提出すること。

- (5) 申請書等の作成費用の負担等

- ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 申請書等は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

7 業務委託の仕様等

別添仕様書のとおり。

8 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（別記様式第2号）により提出すること。

ア 質問の受付期間

令和8年7月29日午後5時まで

イ 提出方法

5に記載のアドレスへ電子メール（PDF形式）又はファクシミリにて、別記様式第2号を提出すること。メールの件名は、「宮崎県東京ビル引越等業務委託入札に係る質問」とすること。

- (2) 質問書に対する回答

令和8年8月3日午後5時までに県のホームページに掲載して行う。なお、質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札に参加する者は、入札書（別記様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 5に同じ
- (2) 提出期限 令和8年8月6日午後5時（必着）
- (3) 入札書の日付 入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること
- (4) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）又は持参
- (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月7日開封《宮崎県東京ビル引越等業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該外封筒の封皮に氏名等を朱書きしなければならない。なお、当該外封筒の封皮にも『8月7日開封《宮崎県東京ビル引越等業務》の入札書在中』と朱書きすること。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。
- (10) 競争入札参加者が連合する又は不穏な挙動をするなどにより、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館1階会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和8年8月7日 午前10時

11 再度入札

- (1) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (2) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去2箇年度の間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しな

いこととなるおそれがないと認められるとき（過去 2 箇年度の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）

13 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は、2 回までとする。
- (5) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低額の入札者と随意契約を行う。

15 その他

この競争入札の落札者は、落札決定から 7 日以内に契約を結ばなければならない。

宮崎県東京ビル引越等業務委託入札参加申込書

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

申込者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 8 年 7 月 2 3 日付けで公告のありました「宮崎県東京ビル引越等業務委託」について、
入札への参加を希望し、下記のとおり申込みします。

記

企業名	
所在地	
代表連絡先	電話番号：
	FAX番号：
担当者	部 署 名：
	職・氏名：
	電話番号：
	FAX番号：
	メールアドレス：

注 1 記入欄が足りない場合は適宜、追加すること。

注 2 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に係る要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他、種目名が「U－0 2 運送」として登録されている者であること。

令和 年 月 日

宮崎県財産総合管理課 担当 宛

宮崎県東京ビル引越等業務委託に関する質問書

所 在 地

名 称

代表者氏名

(事務担当責任者)

所 属 名

職 ・ 氏 名

電 話

F A X

E-mail

宮崎県東京ビル引越等業務委託について、質問書を提出します。

質問概要	
内 容	

※ 質問がある場合は、本質問書を令和 8 年 7 月 2 9 日午後 5 時までに E-mail で提出してください。
 なお、提出後、電話にて受信を確認してください。

入 札 書 (委 託)

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	宮崎県東京ビル引越等業務委託									
受託の場所	仕様書記載のとおり									
期 間	契約締結日から 令和 8 年 10 月 31 日まで									
入 札 保 証 金 額	宮崎県財務規則第 1 0 0 条第 2 項第 2 号により免除									
上記の金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和 8 年 月 日 住所 入札人 氏名 印 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿										
										入札条件等確認済

委任状

私は、都合により
（使用印鑑）を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 受託の内容 宮崎県東京ビル引越等業務委託
- 受託の場所 仕様書のとおり

令和8年 月 日

住所

名称

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

使用印鑑

私は、
（ ）を代理人と
定め貴県が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 委託料を請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 宮崎県東京ビル引越等業務委託
場 所 仕様書のとおり
- 8 委任期間 令和8年 月 日から令和8年 月 日までとする。

令和8年 月 日

住 所

名 称

氏 名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

※ 委任事項は、適宜補正してください。

宮崎県東京ビル引越等業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎県東京ビル引越等業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、宮崎県東京ビル引越等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和8年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める宮崎県東京ビル引越等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果品等の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。